

日本風景街道登録に関わる応募要領

(東北風景街道協議会)

～ 目 次 ～

1. はじめに	1
2. 日本風景街道のねらい	1
3. 申請主体	2
4. 登録条件	2
5. 登録の取消し	2
6. 登録内容の変更	3
7. 申請から登録までの流れ	3
8. 応募、登録スケジュール（予定）	3
9. 申請書類等記載要領	3
10. 申請書の審査	5
11. 結果の通知	5
12. 活動支援	5
13. 活動報告	6
14. 申請書提出先・問合せ先	6
15. その他	6

参考 1 : 地域資源 (例)

参考 2 : 活動支援 (例)

<添付資料>

別表 1 : 登録申請書・登録事項等変更届

(別添 1 : 風景街道パートナーシップに含まれる組織・団体等のこれまでの活動実績)

(別添 2 : 今後の活動スケジュールと資金計画)

1. はじめに

近年、我が国では、市民意識の高まり、価値観の多様化等により、道を舞台としたイベントや地域振興等の取組みや、地域住民が身近な道路を美しく、地域にあった管理を行うといった地域活動が活発化する等、従来行政が担ってきた範囲にとどまらない「公」の役割を、地域住民、NPO、企業等が担うといった動きが全国各地で広がっています。また、これまで人や物資の移動のために使われてきた道路から、美しい風景の中でゆったりと走れる道路への転換を求める等、道に対するニーズも多様化しています。

これらの動きを受け、平成17年12月、奥田碩日本経団連会長（現日本経団連名誉会長）をはじめ、我が国を代表する有識者の方々からなる日本風景街道戦略会議が設立され、会議の委員の方々による度重なる議論、全国40箇所にのぼる地域への視察を通じて、平成19年4月に「日本風景街道の実現に向けて」が国土交通大臣に提言されました。

国土交通省では、本提言を受け、全国各地の道を舞台とした様々な活動に対してできる限り門戸を広げることにより、多種多様な風景街道を実現し、また日本風景街道を国民的な運動として全国に展開することを目的に、9月より、風景街道を公募することとしました。

2. 日本風景街道のねらい

日本風景街道は、郷土愛を育み、日本列島の魅力・美しさを発見、創出するとともに、多様な主体による協働のもと、景観、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした国民的な原風景を創成する運動を促し、以って、地域活性化、観光振興に寄与することを目指しています。

3. 申請主体

道路ならびにその沿道や周辺地域を舞台とし、地域の資源を活かした多様で質の高い風景の形成等に係わる活動を実施する全ての団体が参加可能です。

ただし、日本風景街道に登録をするためには、「風景街道パートナーシップ」*が申請主体となる必要があります。

※「風景街道パートナーシップ」とは

風景街道毎に設置され、活動を実施する組織であり、地域住民、NPO、町内会・自治会、企業、大学関係者、警察、市町村などの地方公共団体等の「活動に応じて必要な組織」と「道路の管理者」で構成される組織のことです。

なお、「道路の管理者」には、「中心となる道路」の道路管理者が構成員として必要です。

注)「中心となる道路」とは、風景街道の骨格をなす道路であり、必ずしも道路法上の道路である必要はありません。ただし、「中心となる道路」が道路法上の道路でない場合は、中心となる道路と並走または交差する道路の道路管理者となります。

※申請時点で「風景街道パートナーシップ」が設立されていない場合でも、その設立が明らかであり、かつ主な道路管理者の合意が得られている場合は、道路管理者との合意が確認できる書類（打合せ記録等）を添付することができる。

4. 登録条件

風景街道に登録するためには以下に示す条件を満たす必要があります。

①風景街道パートナーシップが組織されていること

（注）暴力団その他の反社会的活動を行う団体は除外すること

②日本風景街道の地域資源（参考1に示す）のうちいずれか一つ以上の資源を申請している「風景街道」に有していること

③風景街道パートナーシップが日本風景街道の理念に賛同し、それらに合致した活動を継続的に実施していること

（注）特定の政治的及び宗教的信条にもとづく活動を行わないこと

④申請している「風景街道」に「中心となる道路」が存在していること

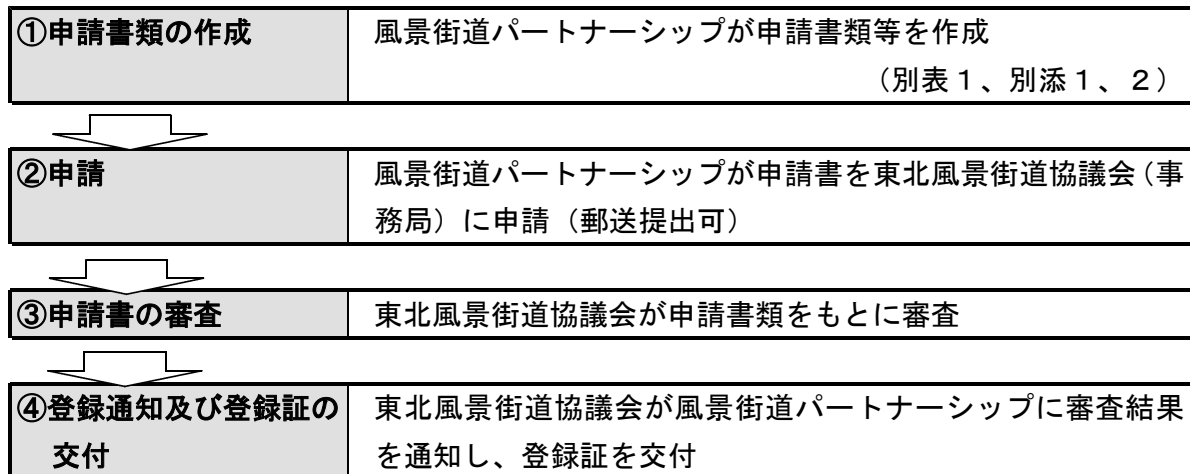
5. 登録の取消し

「東北風景街道協議会」は、登録後、登録条件を満たさないことが確認された場合、その旨を該当する「風景街道パートナーシップ」に対し通知し、その後も満たされない場合には、登録を取り消すことができます。

6. 登録内容の変更

風景街道パートナーシップは、登録後、登録申請内容に変更が生じた場合は、遅滞なく登録している東北風景街道協議会に、変更内容を別表1に記載の上、届ける必要があります。

7. 申請から登録までの流れ



8. 応募、登録スケジュール(予定)

募集受付：平成19年9月10日～(随時受け付け)

登録手続き：東北風景街道協議会開催時

9. 申請書類等記載要領

(1)申請書(別表1)

添付資料の別表1に従い、下記内容について記入して下さい。

この他添付資料があれば併せて提出してください。なお、別表1、別添1、2に収まらない場合は、各項目の欄を自由に拡げて構いません。

申請書類に不備がある場合、受付できませんのでご注意ください。

○日付

事務局で記載するので空欄で提出して下さい

○申請者名

風景街道パートナーシップの代表者名を記載

○登録番号、登録年月日

変更登録届の際に記載(新規登録申請時は記載しない)

①風景街道の名称

風景街道の名称を記載

②中心となる道路の名称及び道路管理者

中心となる道路が道路法上の道路でない場合は、中心となる道路と**並走または交差する道路**の道路管理者でも可

なお、中心となる道路は、道路が川や海を介してつながる場合であってもよい

③風景街道の範囲

市町村名を記載

風景街道として登録するエリアを示し、中心となる道路が明記された図面を添付

④風景街道内の地域資源

風景街道として登録するエリア内に点在する地域資源の概要や特徴等を記載

(補足資料として位置図、写真及び資源の特徴など確認できる資料を添付)

⑤風景街道パートナーシップの名称

風景街道パートナーシップの名称を記載

⑥代表者名

風景街道パートナーシップの代表者氏名を記載

⑦代表者所属組織名

風景街道パートナーシップの代表者の所属組織名と部署名を記載

⑧代表者連絡先

風景街道パートナーシップの代表者連絡先（電話番号、FAX番号、e-mailアドレス）を記載

⑨事務局担当者名

風景街道パートナーシップの連絡窓口担当者氏名を記載

⑩事務局の所在地

風景街道パートナーシップ事務局の所在地を記載

⑪事務局連絡先

風景街道パートナーシップ事務局の常時連絡が可能な電話番号、FAX番号、e-mailアドレスを記載

⑫風景街道パートナーシップを構成する組織

- ・風景街道パートナーシップに参加する活動団体や個人、道路管理者を記載
- ・「風景街道パートナーシップ」に道路管理者が参加（予定）していることを確認できる資料を補足資料として添付

⑬活動目的及び活動内容

・活動目的：風景街道の活動を通じ、目指すべき目標像や方向性等を記載（活動主体の設立趣旨、規約等がある場合は、補足資料として添付）

・活動内容：申請した風景街道に対して、風景街道パートナーシップが実施したいと考える活動内容を記載

(2) 風景街道パートナーシップに含まれる組織・団体等のこれまでの活動実績

(別添1)

① 組織・団体名

該当する組織・団体の名称を記載

② これまでの活動実績

これまでの活動実績（実施時期、実施場所、内容など）を記載

(3) 今後の活動スケジュールと資金計画(別添2)

① 事業内容

申請年度の実施スケジュールだけでなく、その後の継続的な活動等について分かる範囲で記載（予定含む）

② 資金計画

申請年度の活動を実施する際に、必要な資金を確保するための計画（調達先や調達方法など）を分かる範囲で記載

10. 申請書の審査

申請書の審査は、東北風景街道協議会が行いますが、審査の内容については公表しません。
なお、2つ以上の風景街道地方協議会の区域をまたがる「風景街道」の場合は、関係する全ての風景街道地方協議会により登録条件の審査を行います。

※活動内容、活動規模により継続性が確認できない場合は、登録できないことがあります。

11. 結果の通知

風景街道の登録申請結果は、登録条件を満たしていることを確認したうえで風景街道パートナーシップに登録の可否を通知します。

12. 活動支援

東北風景街道協議会に登録された風景街道は、必要に応じ、参考2に示すような活動支援を受けることができます。

ただし、活動支援は、風景街道パートナーシップが東北風景街道協議会に要請し、東北風景街道協議会が支援の必要性があると判断した場合にのみ実施されます。

13. 活動報告

風景街道パートナーシップは、毎年、以下に示す内容について東北風景街道協議会に報告して下さい。

- ①年度内の活動実績
- ②活動を推進する上での課題 等

14. 申請書提出・問合せ先

- ・申請は、申請書類1部を下記申請先に郵送にてご提出下さい。
(電子メールやFAXによる申請書類の提出はご遠慮願います。)
- ・風景街道の登録申請に関する問い合わせ、日本風景街道に係わる活動に関する問い合わせにつきましても下記に、電話・FAX・E-mailでお問い合わせ下さい。
- ・提出された申請書類は返却致しません。
- ・提出された申請書類については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法則」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて情報公開の対象となります。

記

東北風景街道協議会 事務局 (国土交通省東北地方整備局道路部道路計画第二課内)

住 所 : 〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟

担 当 : 東北地方整備局道路部道路計画第二課

電 話 : 022-225-2171

FAX : 022-261-3170

E-mail : thr-82roadinfo@mlit.go.jp

お問い合わせ受付時間 : 平日 9:15~17:30

15. その他

日本風景街道に関する情報は下記ホームページで閲覧できます。

【日本風景街道HP】<http://www.hido.or.jp/fukeikaidou/>

- ・日本風景街道戦略会議
- ・日本風景街道の実現に向けて提言 等

【東北風景街道協議会HP】http://www.thr.mlit.go.jp/road/sesaku/touhoku_fuukeikaidou/

- ・応募要領、応募様式(別表1、別添1、2)

■地域資源（例）

1) 景観資源

街並み・沿道景観を形成する資源、人工物（橋梁、堰等）、ランドマーク、夜景、水辺、港、棚田、田畑 等

2) 自然資源

世界遺産、ラムサール条約、国立・国定公園、自然公園、花鳥風月、森、地質、生物固有種、気候、山岳、海岸海洋、川、池・湖、動植物、渓谷、森、雪、滝、岩石、砂丘、峠、山道 等

3) 歴史資源

街道史（旧道・古道）、歴史的人物、寺社仏閣、遺跡・史跡、老舗、歴史的建築物、記念碑、宿場町、産業遺産、伝統的建造物群保存地区 等

4) 文化資源

世界遺産、重要文化財、登録有形文化財、民話、伝統芸能、祭り・行事、文化人、芸術、食文化、異国文化、精神文化、闘牛 等

5) 体験・交流資源

レクリエーション施設、体験・交流施設（体験農場等） 等

6) 施設・情報資源

道の駅、宿泊施設・休憩施設、温泉、市場、屋台、商店街、地場産業、特産品、交通結節点、高速道路、情報提供施設等、展覧会、地域とのアクセス手段（鉄道、路面電車、バス、新幹線、船舶等）、エリア内を巡る手段（レンタカー、バス、バイク、自転車、徒歩、船舶等） 等

■活動支援（例）

①人的支援

- ・風景街道パートナーシップの運営
- ・勉強会、研修会、ワークショップの開催
- ・現況調査・資源発掘調査などの自己点検活動 等

②制度的支援

- ・本国会で改正された道路法の活用
- ・景観法の積極的な活用 等

③多様な主体による協働の取組みを通しての支援

ア 施設整備

- ・無電柱化の重点的な推進
- ・植栽の整備、道路清掃活動、路側・路肩の整備、ガードレールの見直し、案内看板の整備、ポケットパークの整備、ビューポイントの整備、「とるば」の設置・情報提供 等

イ 情報発信

- ・観光に寄与する情報発信
- ・ガイドマップ、ガイドブック、パンフレット、HP等による地元広報・PR活動
- ・ボランティアガイド・語り部等の育成 等

ウ その他

- ・屋外広告物の整序・取り締まり
- ・公物の景観管理
- ・地域資源の保存
- ・後継者づくり等の人材の育成
- ・各々の「風景街道」間の情報交換、連携の調整 等